

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 2 年 5 月 28 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 8 番
質 問 者 清水 あづさ

記

1. 生産緑地の 2022 年問題

1974 年に都市部の農地、緑地を守る必要性から「生産緑地法」が制定され、さらに大都市圏の地価高騰と住宅問題の激化の中で 1992 年に法改正が行われ、市街化区域の農地は「生産緑地」と「宅地化農地」に分けられました。

この改正により「生産緑地」の指定を受けた場合には、30 年間の営農の意志の下で、課税優遇措置を受けられる事になりました。その 30 年の期限が切れるのが 2022 年です。生産緑地の所有者はもとより不動産業の方などが、不安を持つ事無く 2022 年を迎えるために以下伺います。

1. 当市において、生産緑地に指定されている農地面積と農地全体からの割合を伺う。
2. 生産緑地の町別の割合を伺う。
3. 近隣市の生産緑地の現状を伺う。
4. 平成 30 年 4 月に施行された特定生産緑地制度の内容と周知状況を伺う。
5. 「特定生産緑地」の指定への進捗状況を伺う。
6. 「認定農業者」の生産緑地指定割合を伺う。
7. 「認定農業者」の「特定生産緑地」の指定への進捗状況を伺う。
8. 新たな「認証農業者」の申請状況を伺う。
9. 今後も指定延長出来るのは、所有者が農地を維持する体力があるか、後継者がいる場合に限られると考えられるが、営農の課題について見解を伺う。
10. 生産緑地の買取りの申し出の有無を伺う。又申し出が有った場合の当市の対応を伺う。
11. 2022 年を機に、利便性の良い地域の不動産市場への住宅用地放出が推測される。当市の魅力向上のための取り組みについて、見解を伺う。
12. 生産緑地が原則として全て住宅建設可能な市街化区域にある事を踏まえて、将来的に緑地を保全しつつ、街の価値が落ちない、都市計画マスタープランに沿ってのまちづくりの検討について伺う。

2. 東村山市の農産物の安定した販路維持

東村山市の農業は、農業産出額ベースで、東京都内順位 11 位、「耕種（農作物）農業」の農業産出額に焦点を当てると、都内順位は 10 位と高い強みを持っています。安心、安全な地場野菜が、新型コロナウイルスによる休校や飲食店の自粛で、販路が断たれる事態が起きました。手塩にかけて育てた農産物を廃棄しなければならない状況が起こらない事を願い以下伺います。

1. 地産地消の考え方の下で、学校給食に提供される農産物の主な種類と月平均の量を伺う。
2. 今回の臨時休校により、納入されなかった農産物の量を伺う。又、影響を受けた生産者の数を伺う。
3. 安定した供給が前提の学校給食への納品において、今回の不測の事態への行政の対応を伺う。
4. 学校給食における年 6 回の地場野菜週間等、地産地消の考えのもと多種多様な農産物が生産され、今後は果物の季節も迎える。予定している農産物の需要が見込まれない場合の販路開拓について見解を伺う。
5. 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の下で、安定した販路を維持する為の取り組みについて見解を伺う。